

情報連携の対象となる番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務 (独自利用事務) の事例の拡大について

1. 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大に向けた検討

(1) 第 55 回特定個人情報保護委員会における公表について

独自利用事務であって情報連携を希望するものについては、平成 27 年 5 月以降、331 の地方公共団体（機関としては 422 機関）から 1,898 の事務についてヒアリングを行い、得られた事例について、関係各省との協議及び主務省令等に係る検討状況を踏まえ、第 55 回特定個人情報保護委員会（平成 27 年 8 月 6 日）において、独自利用事務に係る情報連携の対象となる事務の事例について公表したところ。

（なお、公表した事例により、ヒアリングで聴取したうちの 7 割強 の独自利用事務について情報連携の対象とできるものである。）

(2) 地方公共団体及び関係省庁を構成員とする検討会における検討について

ヒアリングで聴取したうち、公表した事例に掲げられていない独自利用事務について、地方公共団体及び関係省庁を構成員とする検討会を設置し、情報連携の対象となる独自利用事務の拡大等について検討したところ。

○ 委員

東京都、兵庫県、福岡県北九州市、神奈川県藤沢市、愛知県東郷町

○ オブザーバー

内閣官房社会保障改革担当室、総務省大臣官房企画課個人番号企画室、総務省自治行政局住民制度課、総務省自治税務局市町村税課、厚生労働省情報政策担当参事官室

○ 開催日

第 1 回：平成 27 年 11 月 17 日

第 2 回：平成 28 年 2 月 5 日

2. 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

地方公共団体及び関係省庁を構成員とする検討会での議論を踏まえ、資料 2 及び資料 3 のとおり、新たに情報連携の対象となる独自利用事務の事例を今回追加しようとするものである。

（なお、公表した事例により、ヒアリングで聴取したうちの 約 8 割 の独自利用事務について情報連携の対象とできるものである。）